

1. 件 名：「玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（高燃焼度燃料導入等）に関する面談【6】」
2. 日 時：令和5年10月13日（金） 13時15分～13時35分
3. 場 所：原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者（※・・・TV 会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力技術部長 他8名（うち3名※）

## 5. 要旨

- （1）九州電力株式会社より、許可希望時期の理由について、提出資料の「期限等」欄の「使用済燃料発生量低減の観点」とは2023年1月31日付け原発本第172号にて提出した発電用原子炉の運転計画のことを指す旨の説明があった。
- （2）これに対し、原子力規制庁は、前回面談にて九州電力株式会社から説明のあった同発電所1号炉及び2号炉の使用済燃料を4号炉使用済燃料ピットに受け入れるとの計画は本申請の書類に含まれておらず、現時点において具体的な廃止措置計画もなく、また具体的な使用済燃料乾式貯蔵施設の設計及び工事の計画の申請もないため、既許可の4号炉使用済燃料ピット貯蔵容量の計画から変更がないこと及び同ピット貯蔵容量が切迫するような状況変化が他にないことを確認したことから、設置許可基準規則16条2項1号口（燃料体等の貯蔵施設の貯蔵容量）の審査を取り止める旨を伝えた。また、原子力規制庁から、現時点までに本申請の書類を確認したところまでの内容にてヒアリングを実施することを提案した。
- （3）九州電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：玄海原子力発電所に係る申請状況について（抜粋）

以上